

株式会社杉山バルブ製作所 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標：従業員がもっと子育てに関われるように以下のような対策を行う。

〈対策1：育児休業後に社員が復帰しやすくするため、休業中の社員に子連れで面談等による情報提供を行う制度を令和2年11月までに導入する〉

- 令和2年4月～ 育児介護休業制度についての管理職を対象とした研修を年1回実施
- 令和2年11月～ 子連れでの面談制度を実施する。

〈対策2：子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を整備する〉

- 令和2年9月～ 労働者の具体的なニーズを調査、制度の検討開始する。
- 令和2年11月～ 制度を導入して従業員に周知する。

〈対策3：現在の有給休暇取得率80%以上を今後も維持する。〉

- 令和2年4月～ 現状の有給休暇取得率を維持することを周知し、達成を図る。

株式会社杉山バルブ製作所 行動計画（女性活躍推進法）

女性がニーズに合った雇用形態で長く活躍できる職場環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標：非正社員からの雇用形態の転換または昇格希望者を募り、3年間で2名以上の
転換を目指す。

<対策1：非正社員に対する個人面談等を行い、雇用形態の転換や昇格等の受験勧奨を行
い転換を目指す>

- 令和2年9月～ 就業規則への制度整備を行う
- 令和2年11月～ 最初の転換希望者の面談を行い、実施する。